

# 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金5万円を対象者に①または②の要領により支給します。

①

## ■支給対象者

令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人であって、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である人

## ■手続きなど

申請は不要です。対象者には支給についてのお知らせを7月初旬頃送付します。なお、受給を希望しない場合は、7月末日までに受給拒否の届出が必要です。

## ■支給時期

8月中旬

## ■支給方法

児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給口座へ振り込みます。

②

## ■支給対象者

①の支給対象者以外で、対象児童(平成15年4月2日(特別児童扶養手当の算定基礎となっている児童の場合は平成13年4月2日)から令和4年2月28日までの間に出生した児童)の養育者であって、以下のいずれかに該当する人

- ・令和3年度分の市町村民税非課税均等割が非課税である人
- ・令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市町村民税非課税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

## ■手続きなど

申請が必要です。詳しくは子育て支援課まで問い合わせください。

〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL(67) 2715

## 子どもの予防接種 (日本脳炎ワクチン) についてのお知らせ

子どもの定期予防接種である日本脳炎ワクチンについては、製造が一時停止となっていた期間の影響によるワクチン不足が見込まれています。現在は製造の再開・増産がおこなわれていますが、供給が安定するまでは、優先接種対象者の接種が優先となります。

なお、日本脳炎ワクチンの定期接種は、標準的な接種期間では、3歳ごろ「第1期初回(2回接種)」、4歳ごろ「第1期追加」、9歳ごろ「第2期」の全4回です。

### 【優先接種対象】

- 日本脳炎第1期初回(1回目・2回目)  
(3歳の誕生月の翌月に予診票を送付します)
- 定期接種対象年齢(※)の上限に近い人  
※1期初回・追加は7歳半、2期は13歳未満

### 【日本脳炎第2期について】

通常は9歳になる年度(小学4年生)の対象者に予診票を送付しますが、今年度は送付をおこないません。対象者には令和4年度にあらためてお知らせします。

なお、第2期の標準的な接種期間は「9歳以上10歳未満」、対象年齢は「9歳以上13歳未満」となっており、対象年齢のあいだに接種を受ければ接種費用はかかりません。

定期接種対象年齢の上限までに余裕のある人は接種をお待ちいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。



村HP

〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL(67) 2715